

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年10月15日（令和元年（行個）諮問第109号）

答申日：令和2年11月2日（令和2年度（行個）答申第115号）

事件名：本人の申出に係る大阪労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2019年特定日大阪労働局から特定事業場に対して行った助言の内容について、可能な範囲で、開示していただきたい。私が相談させていただいていた内容に関する助言・指導処理票とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月20日付け大個開第1-50号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

開示情報を受け取ったが、大阪労働局と特定事業場とのやり取りと思われる部分が、全て黒塗りだった。本件、特定議員参加の厚生労働省レクチャーで「対応させる」と約束いただいた案件であり、個人名以外の部分を全て開示願いたい。（欄外記載部分略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年4月19日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年7月16日付け（同月18日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、法の適用条項を一部改めた上で、原処分における不開示部分を不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性について

文書1①及び②には、審査請求人以外の特定の個人の氏名等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書1③ないし⑤の不開示部分並びに文書4には、特定事業場に関する情報が含まれている。これらの情報は、開示した場合、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報である。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書4は、助言・指導の被申出人である特定事業場から任意に提出された資料である。これらの資料は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度の助言・指導の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において上記第2の2のとおり主張しているが、本件対象保有個人情報については、上記(2)で述べたとおり、法14条各号に基づいて開示不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、法の適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分における不開示部分を不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年10月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月13日 審議
- ④ 令和2年10月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、法の適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「個人名以外の部分を全て開示願いたい」としていることから、法14条2号に該当する開示請求者以外の個人の氏名については、開示を求めないとしているものと解される。このため、以下においては、諮問庁が不開示とすべきとしている部分のうち、これに該当することが明らかである別紙に掲げる部分については、判断しない。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、助言・指導処理票の「処理経過」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名のうち氏名を除く部分である。当該部分は、当該職員の氏名と共に、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番4

当該部分は、助言・指導処理票の「処理経過」欄に記載された特定

事業場からの聴取内容の一部であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6

当該部分は、大阪労働局が特定事業場から入手した資料の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容のものであるか、又は審査請求人に宛てた文書であると認められ、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番3ないし通番5

当該部分は、助言・指導処理票の「処理経過」欄に記載された特定事業場からの聴取内容の一部であるが、当該事業場の人事の方策に関する説明等内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番6

当該部分は、大阪労働局が特定事業場から入手した資料の一部であるが、本件申出内容に関する特定事業場の内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務に関し、被申出人等関係者からの協力が得られなく

なるなど、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，審査請求人が開示を求めないとしているものと解される「個人の氏名」（諮問庁が法14条2号該当性を主張している部分に限る。）に該当する情報

文書1（労働局長の助言・指導処理票）3頁に含まれる特定事業場の職員の氏名

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名 及び頁			2 不開示を維持する部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
			通番	原処分における不開示部分		法14条各号該当性
文書1	労働局長の助言・指導処理票	1ないし4	1	① 3頁「処理経過」欄5行目15文字目ないし6行目4文字目の職氏名	2号	5行目15文字目ないし6行目2文字目
			2	② 3頁「処理経過」欄11行目5文字目及び6文字目の氏名	2号	—
			3	③ 3頁「処理経過」欄17行目3文字目ないし26文字目	3号イ及びロ	—
			4	④ 3頁「処理経過」欄19行目19文字目ないし27行目15文字目	3号イ及びロ	22行目1文字目ないし17文字目, 23行目20文字目ないし25行目4文字目, 25行目23文字目ないし27行目
			5	⑤ 3頁「処理経過」欄29行目5文字目ないし33行目6文字目	3号イ及びロ	—
文書2	労働局長の助言・指導申出票	5及び6	—	なし	—	—
文書3	労働者側から入手した資料	7ないし190	—	なし	—	—
文書4	事業場側から入手した資料	191ないし216	6	全部不開示	3号イ及びロ, 7号柱書き	195頁ないし197頁, 213頁ないし215頁

(注) 上表の2欄に掲げる部分のうち通番1(3欄に掲げる部分を除く。)及び通番2は, 審査請求人が開示を争っていない部分に該当する。